①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)
②名称	Intellectual Property Agency of the Republic of Azerbaijan
③所在地	Government House, U. Hajibeyli 84 AZ1000 Baku
④連絡先	(電話) (994 12) 493 3944 (FAX) (994 12) 498 10 28 (E-mail) info@copat.gov.az (internet) www.copat.gov.az
⑤組織の長	Chairman of the Board : Mr. Kamran Imanov
⑥沿革	(1) 1997 年 8 月 2 日に特許法が制定された。 (2) 1998 年 8 月 28 日に商標法(地理的表示に関する法律を含む)の改正が行われた。 (3) 1999 年 10 月 15 日に商標の出願及び審査についての規則(1999 年第 166 号)が制定された。 (4) 2000 年 9 月 11 日に地理的表示登録のための出願及び審査についての規則(1999 年第 166 号)が制定された。 (5) 2009 年 3 月 6 日に商標法(地理的表示に関する法律を含む)の改正が行われた。 (6) 2012 年 12 月 21 日に料金の改正が行われた。 (7) 2009 年 12 月 21 日に特許法の改正が行われた。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1995/12/25	1999/6/4			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
2010/8/20	1995/12/25		2001/9/1	2005/10/5
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
			2006/4/11	2006/4/11
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2003/10/14			2010/12/8	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1995/12/25	2007/4/15	1995/12/25	2003/10/14	2003/10/14
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2004/7/14				

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	108	135	213	232
		(内　外国出願)	18	16	48	31
		(内　日本から)				
		(内　PCT ルート)	16	15	40	30
	実用新案	全数	40	32	27	67
		(内　外国出願)	9	7	3	8
	意匠	全数	147	197	184	241
		(内　外国出願)	137	176	156	217
		(内　日本から)	2	6		
	商標	全数	5,112	6,094	7,190	6,838
		(内　外国出願)	3,526	3,643	3,335	3,742
		(内　日本から)	74	60	67	51
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	110	119	108	159
		(内　外国出願)	14	17	25	16
		(内　日本から)				
		(内　PCT ルート)	14	16	23	15
	実用新案	全数	40	27	31	36
		(内　外国出願)	16	7	11	6
	意匠	全数	173	181	160	199
		(内　外国出願)	158	166	148	193
		(内　日本から)	2	5		
	商標	全数	4,253	5,402	6,111	6,439
		(内　外国出願)	3,770	3,948	3,902	3,897
		(内　日本から)	90	87	90	74
	(出典)：WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

〈組織図〉　アゼルバイジャン特許庁(The Patent Department)は、「標準化・度量衡・特許に関する国家委員会」(State Committee on Standardization, Metlogy and Patens の下部組織である。

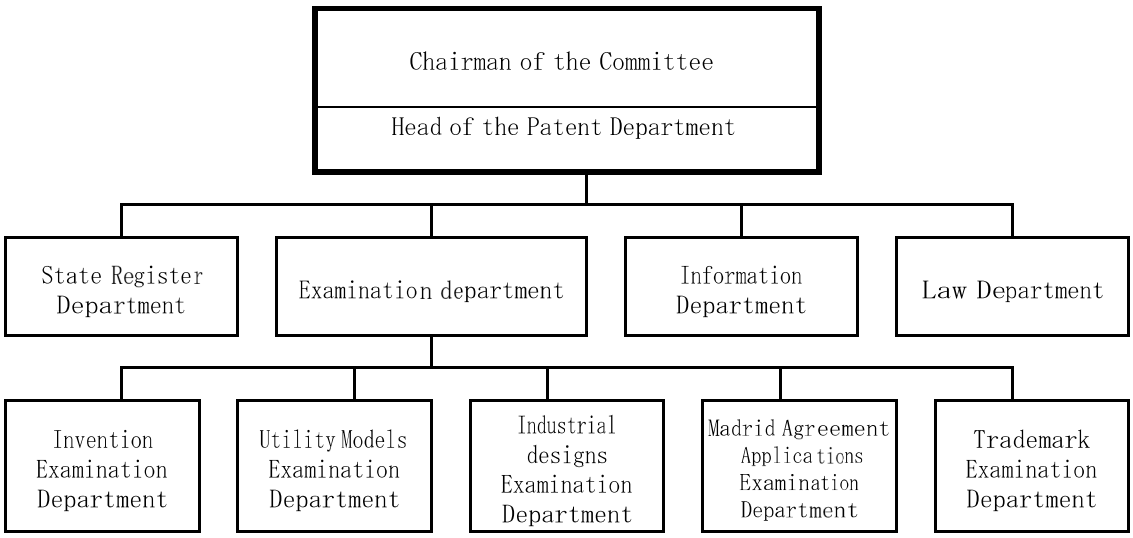

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1997年8月2日施行　(2009年4月3日に法律No.312-IQにより改正の1997年法)
	③地理的効力の範囲	アゼルバイジャン国内のみ(特許法第16条)
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(法人、自然人)(特許法第12条、第27条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アゼルバイジャンに非居住又は事業所を有しない出願人(外国法人及び自然人)は、公認の特許弁護士を選任しなければならない。 (特許法第27条(2))
	⑦出願言語	願書はアゼルバイジャン語。願書以外は、アゼルバイジャン語又は他の言語により提出することができる。この他の言語により提出したものは、出願日後、2月以内に、翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第27条(7))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬及び農薬については、更に最長5年の延長が認められる。(特許法第10条(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第7条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。 (1) 発明者、出願人又は発明者、出願人から直接又は間接に情報を得た者によって発明の主題に関する情報が公衆に開示された場合。この場合には、開示日から12月以内に特許出願する必要がある。 (特許法第7条(5)) (2) パリ条約の締約国の領域における公認の国際博覧会において、特許の主題に関する情報が公衆に展示により開示された場合。この場合には、開示日から6月以内に特許出願する必要がある。 (特許法第28条(2))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第3条、第7条(8)) (1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学的理論及び数学的方法に関する発明 (3) 知的活動及び事業活動のための組織及び履行の方法に関する発明 (4) ゲームのルール及び方法に関する発明に関する発明 (5) コンピューターのアルゴリズム及びプログラムに関する発明に関する発明 (6) 情報提供の方法に関する発明に関する発明 (7) 記号、予定表及び規則に関する発明に関する発明 (8) 構造物及びビル用プロジェクト及び計画並びに土地開発用のプロジェクト及び計画 (9) 植物品種及び動物品種に関する発明 (10) 集積回路の回路配置 (11) 病気の臨床的方法、人体又は動物体の治療学的及び外科的治療の方法
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件の審査後、発明の産業上の利用性、発明の新規性及び発明の発明の進歩性についての実体審査が行われる。　(特許法第29条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第29条(3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から12月経過後に書誌的事項及び要約が公報により公開される。(特許法第30条(1))
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開日から6月以内に、何人も審判委員会に対して(付与前)異議申立を行うことができる。(特許法第31条(1))

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)
⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。 特許付与については、特許付与の公告日から6月以内に、何人も審判委員会に対して異議申立を行うことができる。(特許法第34条(1)) 無効審判制度：有。 特許の無効は、審判委員会に請求することができる。この請求については、期限の定めはない。(特許法第37条(1))
⑱実施義務	有。期間は3年。特許の付与日から3年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。(特許法第20条(1))
⑲費用 単位 AZN (ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝﾆｭｰﾏﾅﾄ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 23 AZN [特許権維持に掛かる費用]

年金	〈法　人〉	〈個人等〉		〈法　人〉	〈個人等〉
1年次	5 AZN	AZN	11年次	300 AZN	60 AZN
2年次	8 AZN	AZN	12年次	340 AZN	60 AZN
3年次	50 AZN	10 AZN	13年次	380 AZN	60 AZN
4年次	80 AZN	16 AZN	14年次	420 AZN	60 AZN
5年次	110 AZN	22 AZN	15年次	460 AZN	60 AZN
6年次	140 AZN	28 AZN	16年次	500 AZN	60 AZN
7年次	170 AZN	34 AZN	17年次	540 AZN	60 AZN
8年次	200 AZN	40 AZN	18年次	580 AZN	60 AZN
9年次	230 AZN	46 AZN	19年次	620 AZN	60 AZN
10年次	260 AZN	52 AZN	20年次	660 AZN	60 AZN

⑳ 料金減免措置の有無	有。 個人(自然人)、国公立機関は、年金が減額されている。
㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案の施行年月日	法 1997 年 8 月 2 日施行　(2009 年 4 月 3 日に法律 No.312-1Q により改正の 1997 年法)
	③地理的効力の範囲	アゼルバイジャン国内のみ(特許法第 16 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(法人、自然人)(特許法第 12 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アゼルバイジャンに非居住又は事業所を有しない出願人(外国法人及び自然人)は、公認の特許弁護士を選任しなければならない。 (特許法第 27 条(2))
	⑦出願言語	願書はアゼルバイジャン語。願書以外は、アゼルバイジャン語又は他の言語により提出することができる。この他の言語により提出したものは、出願日後、2 月以内に、翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第 27 条(7))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	登録実用新案の出願日から 10 年。 (特許法第 10 条(2))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物(特許法第 8 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。 (1) 考案者、出願人又は考案者、出願人から直接又は間接に情報を得た者によって実用新案の主題に関する情報が公衆に開示された場合。この場合、開示日から 12 月以内に実用新案登録出願する必要がある。　(特許法第 8 条(4)) (2) パリ条約の締約国の領域における公認の国際博覧会において、実用新案の主題に関する情報が公衆に対して展示により開示された場合。この場合、開示日から 6 月以内に実用新案登録出願する必要がある。　(特許法第 28 条(2))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(特許法第 3 条、第 8 条(6)) (1) 公序良俗に反するもの考案 (2) 方法に関する考案 (3) 物質に関する考案 (4) 微生物の菌株に関する考案 (5) 植物又は動物の細胞培養物、新たな目的でのそれらの使用に関する考案 (6) 科学的理論及び数学的方法に関する考案 (7) 知的活動及び事業活動の方法に関する考案 (8) ゲームのルール、方法に関する考案 (9) コンピューターのアルゴリズム、プログラムに関する考案 (10) 植物品種又は動物品種に関する考案 (11) 集積回路の回路配置図に関する考案 (12) 病気の臨床的方法、人体又は動物体の治療学的及び外科的治療の方法に関する考案

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)
⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 実用新案登録出願の審査においては、方式要件に関する審査が行われる。この方式要件の審査においては、当該出願の考案の内容が、公序良俗に該当しないか、実用新案の定義に合致するものであるか、産業上の利用可能性を有するものであるか、不登録対象に該当しないか否か等についてのみ行われる。(特許法第 29 条(3)) また、アゼルバイジャンの特許庁では、出願人又は利害関係人から出願日後 18 月以内に、実用新案登録出願の登録可能性の確認のために情報調査又は実体審査の請求があった場合には特許庁は情報調査又は実体審査を行う。この場合、特許庁では実体審査は実用新案としての登録可能性に関しては、産業上の利用可能性及び新規性を有するかについてまでは行われるが、進歩性を有するか否かについては行われない。この調査及び審査の結果は出願人又は利害関係人に対して通知される。上記から、アゼルバイジャン特許庁における情報調査及び実体審査においては、産業上の利用可能性、新規性及び進歩性を含む「実体審査」は行われていない。(特許法第 29 条(10))
⑬審査請求制度の有無	有。実用新案登録出願の出願日から 18 月以内に、出願人及び利害関係人は当該出願の審査請求を行うことができる。 (特許法第 29 条(10))
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
⑮出願公開制度の有無	有。実用新案登録出願は、出願日から 12 月経過後に書誌的事項及び要約が公報により公開される。　(特許法第 30 条(1))
⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開日から 6 月以内に、何人も審判委員会に対して(付与前)異議申立を行うことができる。 (特許法第 31 条(1))
⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。 実用新案の登録付与については、登録付与の公告日から 6 月以内に、何人も審判委員会に対して異議申立を行うことができる。 (特許法第 34 条(1)) 無効審判制度：有。 登録実用新案の無効は、審判委員会に請求することができる。この請求については、期限の定めはない。　(特許法第 37 条(1))
⑱実施義務	有。期間は 3 年。登録実用新案の登録付与日から 3 年を超える期間の不使用は、不使用取消の対象となる。(特許法第 20 条(1))
⑲費用 単位 AZN (ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝﾆｭｰﾏﾅﾄ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 23 AZN [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金　〈法　人〉　〈個人等〉　〈法　人〉　〈個人等〉 1 年次　5 AZN　AZN　6 年次　140 AZN　28 AZN 2 年次　8 AZN　AZN　7 年次　170 AZN　34 AZN 3 年次　50 AZN　10 AZN　8 年次　200 AZN　40 AZN 4 年次　80 AZN　16 AZN　9 年次　230 AZN　46 AZN 5 年次　110 AZN　22 AZN　10 年次　260 AZN　52 AZN
⑳ 料金減免措置の有無	有。 個人(自然人)、国公立機関は、年金が減額されている。
㉑ PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1997年8月2日施行　(2009年4月3日に法律No.312-1Qにより改正の1997年法)
	③地理的効力の範囲	アゼルバイジャン国内のみ(特許法第16条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(法人、自然人)(特許法第12条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アゼルバイジャンに非居住又は事業所を有しない出願人(外国法人及び自然人)は、公認の特許弁護士を選任しなければならない。 (特許法第27条(2))
	⑦出願言語	願書はアゼルバイジャン語。願書以外は、アゼルバイジャン語又は他の言語により提出することができる。この他の言語によりは提出したものは、出願日後、2月以内に、翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第27条(7))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。更に5年の延長が認められる。 (特許法第10条(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第9条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。 (1) 創作者、出願人又は創作者、出願人から直接又は間接に情報を得た者によって意匠の創作に関する情報が公衆に開示された場合。この場合、開示日から6月以内に意匠登録出願する必要がある。 (特許法第9条(4)) (2) パリ条約の締約国の領域における公認の国際博覧会において、意匠の創作に関する情報が公衆に対して展示により開示された場合。この場合、開示日から6月以内に意匠登録出願する必要がある。 (特許法第28条(2))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(特許法第3条、第9条(7)) (1) 公序良俗に反する意匠の創作 (2) 専ら製作物の技術機能のみにより決定される意匠の創作 (3) 建築物の概念(小さな建築構造物は除く) (4) 工業的、水力学的及び静止的構造物に関する意匠の創作 (5) 印刷物それ自体に関する意匠の創作 (6) 液体、ガス及び乾燥した物質のような不安定形状の主題、例えば液体、ガス体、乾燥物及び類似のものに関する意匠の創作
	⑫実体審査の有無	有。意匠登録出願の審査においては、当該出願の意匠の創作が、次の事項に該当し ないか否かについて審査が行われる。 (1) 公序良俗に反しないか (2) 審美的であって、形状、輪郭、装飾又は色彩の結合等の重要な特徴が新規性を有するか (3) 独創的であるか (4) 産業上の利用可能性を有するか (5) 不登録事由に該当しないか
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第29条(3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(アゼルバイジャンはロカルノ協定の加盟国)(特許法第30条(3))

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)
⑲出願公開制度の有無	有。出願日から6月経過後に公開される。(特許法第30条(1))
⑳秘密意匠制度の有無	無。
㉑異議申立制度の有無	有。出願の公開日から6月以内に、何人も審判委員会に対して(付与前)異議申立を行うことができる。(特許法第31条(1))
㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。 意匠登録の登録付与については、登録付与の公告日から6月以内に、何人も審判委会に異議申立を行うことができる。 (特許法第34条(1)) 無効審判制度：有。 登録意匠の無効は、審判委員会に対して請求することができる。この請求については、起源の定めはない。(特許法第37条(1))
㉓登録表示義務	無。
㉔ 費用 単位 AZN (ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝﾆｭｰﾏﾅﾄ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 23 AZN [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料

	〈法　人〉	〈個人等〉		〈法　人〉	〈個人等〉
1年次	5 AZN	AZN	6年次	140 AZN	10 AZN
2年次	8 AZN	AZN	7年次	170 AZN	10 AZN
3年次	50 AZN	10 AZN	8年次	200 AZN	10 AZN
4年次	80 AZN	10 AZN	9年次	230 AZN	10 AZN
5年次	110 AZN	10 AZN	10年次	260 AZN	10 AZN

㉕ 料金減免措置の有無	有。 個人(自然人)、国公立機関は、年金が減額されている。

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1998 年 8 月 27 日施行　(2009 年 4 月 3 日に法律 No.504-1Q により改正された 1998 年法)
	③地理的効力の範囲	アゼルバイジャン共和国の国内のみ。(商標法第 1 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示(商標法第 1 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、色彩商標、立体商標、結合商標 (商標法第 4 条)
	⑦出願人資格	商標を使用、又は使用しようとしている者。(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第 10 条)(商標法第 6 条(a)、(b))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アゼルバイジャン共和国に非居住又は事業所を有しない出願人は、公認の特許弁護士を選任しなければならない。　(商標法第 9 条)
	⑪出願言語	アゼルバイジャン語(商標法第 9 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (商標法第 21 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	パリ条約の締約国において開催された公式の国際博覧会において当該商標を貼付した製品を展示した場合。この場合、期間は、展示日から 6 月以内に商標登録出願を行わなければならない。(商標法第 10 条)
	⑭不登録対象	(1) 標として規定されている概念を満足しない標章 (2) 品またはサービスの種類、性質、数量、用途、価格、地理的原産地若しくは商品の製造時期を表示する標章 (3) 葡酒若しくは蒸留酒を特定する地理的表示からなるものであるが、そこに表示されている土地から産出されたものでない葡萄酒若しくは蒸留酒に関する標章 (4) 序良俗、社会道徳に反し、人格や宗教的、国家的シンボルに害を与える標章 (5) ゼルバイジャン共和国において慣習となっている表示のみからなる、又は善意の、かつ確立している取引慣行において慣用となっている表示のみからなる標章 (6) 品またはサービスの本質、品質又は原産地表示につき著名なものと消費者をミスリードする標章 (7) パリ条約の第 6 条において登録が不可とされる標章 (8) 人又は相続人から承諾を得ていない姓名、雅号、等 (商標法第 5 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。アゼルバイジャン共和国においては、パリ条約第 6 条に定められた範疇の周知商標は保護される。　(商標法第 7 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 9 条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。商標登録出願の審査においては、同一又は類似の商品又はサービスについて、他人の名称によりアゼルバイジャン共和国において先に登録されたか又は登録出願された商標の有無についても審査され、実体審査が行われる。(商標法第 14 条、第 6 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Azerbaijan (AZ) (アゼルバイジャン共和国)	
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後に公報により公開される。(商標法第 18 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。登録された商標の公告日から 3 月以内に、何人も審判委員会に対して異議申立を行うことができる。　　(商標法第 20 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録された商標の無効を、審判委員会に対して有効期間中は何時でも請求することができる。但し、理由が相対的拒絶理由に基づくものであるときは、公告日から 5 年以内に請求しなければならない。　　(商標法第 29 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。期間は 5 年。継続して 5 年以上の不使用は不使用取消の対象となる。(商標法第 30 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類) を採用している。(アゼルバイジャンはニース協定の加盟国)(商標法第 9 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第 28 条)
	㉘ 費用 単位 AZN (ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝﾆｭｰﾏﾅﾄ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　　105 AZN(区分数に関係なく) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 95 AZN(区分数に関係なく)
	㉙ 料金減免措置の有無	無。